志賀町立学校の器物破損に関する処理要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、町立学校の児童・生徒又は学校施設利用者（以下「児童・生徒等」という。）が故意又は重大な過失により、学校の施設、設備、備品及び消耗品（以下「器物」という。）を破損した場合において、相応の弁償等を求めることに関して、必要な事項を定めるものとする。

（弁償の基準等）

第２条　町立学校の児童・生徒が故意又は重大な過失によって、学校の器物を破損した場合には、当該児童・生徒が在籍する校長は、当該児童・生徒の保護者に相応の弁償又は同等品の提供をさせることができる。

２　学校施設利用者が学校の器物を破損した場合には、教育委員会は、学校施設利用者に相応の弁償又は同等品の提供をさせることができる。

３　第１項又は前項の規定に基づき弁償をさせる場合には、破損された器物の修繕、購入等に係る費用の全額を弁償させることを原則とする。

４　前項の規定にかかわらず、校長は、児童・生徒又は学校施設利用者が破損させた状況等を勘案して弁償額の減免をすることができる。

(1) 故意による器物破損の場合　破損された器物の損害額に相当する金額を、当該 器物を破損した者は損害賠償として全額弁償するものとする。ただし、破損したものの自己の負担で器物を現状に回復した場合においては、この限りでない。

(2) 不注意による器物損壊の場合　損害金額の２分の１に相当する金額を、当該器物を損壊した者は損害賠償として弁償するものとする。ただし、破損したものの自己の負担で器物を現状に回復した場合においては、この限りでない。

(3) 不可抗力による器物破損の場合　損害賠償を要しない（全額公費負担とする。）。

（弁償等の手続）

第３条　前条の規定に基づき弁償させる場合は、次のとおりに処理するものとする。

(1) 校長は、器物を破損された事実及び弁償額を当該児童・生徒の保護者に連絡するものとする。

(2) 校長は、器物を破損された場合には、破損した者は学校の器物破損届（様式第１号）により遅滞なく、教育委員会に届け出なければならない。

(3) 教育委員会は、前号の届出を受け、当該児童・生徒については保護者あての納付書を作成し、送付するものとする。また、学校施設利用者については、利用者あての納付書を作成し、郵送するものとする。

(4) 校長は、前号の納付書を当該児童・生徒の保護者に交付するものとする。

(5) 保護者は、前号の納付書により、弁償額を納付するものとする。

２　学校の器物破損届をしなかった場合で、後日、器物破損の事実が判明した場合においては、第２条第４項第２号前段の適用はしないものとする。

（弁償額の確認）

第４条　第２条の規定に基づき器物の弁償を求めるときには、校長又は教育委員会は児童・生徒等と確認書（様式第２号）を作成し、それぞれが保管しなければならない。

（委任）

第５条　この告示の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この告示は、令和７年４月１日から施行する。

様式第１号（第３条関係）

受　付　印

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 確　認　印 | 町長 | 副町長 | 会　計管理者 | 企画財政課長 | 主管課長 | 担当 |
|  |  |  |  |  |  |

志賀町教育委員会　様

学校の器物破損届

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 |  |
| 住所 |  |
| 破損した年月日 | 年　　月　　日（　） |
| 破損場所 |  |
| 破損物品名 |  |
| 理由・状況 | いつ、何を、なぜ、どのようにして壊したのか、よく分かるように書いてください。 |
| 監督者等の意見 |  |

備考　この届出書を提出する場合には破損した器物の写真を添付すること。

様式第２号（第４条関係）

確　　認　　書

被害者　　　　　（以下「甲」とうい。）と加害者　　　　　（以下「乙」という。）は、　　　　年　　月　　日発生の学校の器物破損事件（以下「本件」という。）について、以下のとおり弁償することに合意したので、その証として、本確認書を作成した。

１　乙は、甲に対し、損害賠償金　　万円の支払義務があることを認める。

２　乙は、甲に対し、　　　　年　　月　　日までに、前項の金員を甲が別　　途に指定する預金口座へ振り込む方法によって支払う。振込手数料は、乙の負担とする。

３　前項の支払いを受けたことを踏まえ、甲は、乙に対する刑事処分は求めないことをここに表明する。

４　甲及び乙は、甲と乙との間には、本確認書に定めるものの他、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

　　年　　月　　日

（甲）

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（乙）

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印